

一般廃棄物収集運搬業許可証

指令（環セ）第3号
令和8年4月1日

所在地 広島市南区出島一丁目20番3号

名称 株式会社センタークリーナー
代表取締役 大瀨 尚

府中町長 寺尾 光司



令和8年2月3日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 取扱廃棄物の種 固形状一般廃棄物
- 2 作業区分 収集・運搬
- 3 区 域 府中町内
- 4 許可期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 5 許可条件 別紙許可条件のとおり

- ・許可証は、主たる営業所内の見えやすい場所に掲示すること。
- ・作業区分について、特に記載のない場合は「積み替え・保管」を含まない。
- ・一般廃棄物収集運搬業許可の申請事項を変更したときは、10日以内に町に届け出なければならない。
- ・許可証を亡失し、又は毀損したときは、町に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。
- ・許可証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。